

## 平成20年度実施の大分県教員採用選考試験の見直しについて

極めて高い公平性と信頼性・透明性が求められる教員採用選考試験において、教育委員会の幹部職員が引き起こしたこのたびの贈収賄事件は、断じてあってはならないものであり、受験される方はもとより、県民の皆様の本県教育行政に対する信頼を損なったことに対し、心よりお詫び申し上げます。

県教育委員会は、二度とこのような不祥事を生じさせないため、公務員倫理の確立を図るとともに、教員採用選考試験の見直しを速やかに実施し、信頼される教育行政を構築していく所存であります。なお、別途、校長、教頭の登用試験等につきましても見直しを行う予定です。

一刻も早い信頼回復に教育委員会をあげて全力で取り組んでまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 見直しのポイント

県民に対して公正、公平、透明性を確保するため

- ① 教育委員会以外の外部機関の試験事務への参画
- ② 不正行為回避のためのシステム作り



教員採用選考試験を県教育委員会と県人事委員会の共同実施とする。



- ① 教員採用選考試験は、教育公務員特例法第11条により教育委員会の教育長が行うと定められているが、法の主旨を踏まえながら、可能な限り第三者（県人事委員会、知事部局）の視点をいれることでチェック機能を強化し、再発防止に万全を期す。
- ② 採点等の一連の試験事務作業のシステムに第三者（県人事委員会、知事部局）が新たに参画する。
- ③ 採点及び面接は、氏名、受験番号がわからない状態で行う。
- ④ 集計業務及び成績一覧表の作成は、県人事委員会が行う。
- ⑤ 県教育委員会は、合格者の選定にあたって、県人事委員会が受験番号ではなく、整理番号により作成した成績一覧表により行う。
- ⑥ 教育長は、合格者を決定するため、選考委員会（教育委員による構成）を設置し、選考委員会で決定した合格者を県人事委員会に報告し、県人事委員会で事後確認した後に、教育長が決裁の上合格発表を行う。